

仕様書（詳細）

1 各業務内容

（1）県内医療機関の求人情報等が掲載されたWebサイトの構築

	業 務 名	業 務 内 容	備 考
①	当該サイト構築に係る基本的作業（全体構成・グラフィック等素材の作成など）	サイト制作に係る下記の業務を行う。 記 ・システムの構築 ・サイトのデザイン及び素材の制作 ・可動グラフィック及びアニメーションの制作 ・各下層ページの制作 ・制作に係る打合せの実施 ・制作に係る、医療機関への訪問 ・サイト公開後の維持管理	・サイトの構成及びデザインについては、県と協議のうえ決定すること。
②	当該サイト掲載内容の拡充	自社が持つ連絡ネットワークやノウハウを活用し、下記の内容をサイトに掲載する。更に有効な掲載情報を調査・掲載することで内容を拡充させる。 記 ・県内医療機関の求人情報（既存医師バンクからのデータ移管含む） ・県が行う、医師・看護職員や臨床研修医等に向けた支援及び補助金等の情報 ・医師・看護職員や臨床研修医にとって有益な情報となる、県内実施のセミナー及びイベント等の情報 ・その他、有効と考えられる情報	・掲載内容については、県と協議のうえ決定すること。 ・受託者は、調査先や調査項目を県に提案すること。 ・受託者が調査に必要な旅費は、受託者が負担すること。（県職員が要する旅費は県が負担する）

③	県内地域医療リーダーを取材対象とした動画・レポート記事等の作成と当該サイトへの掲載	県内の地域医療リーダーとなる医師・看護職員を取材対象とした動画・レポート記事等を作成しサイトへ掲載する。なお、下記内容が視聴者に伝わるよう動画を構成すること。 記 ・県内医療機関で働くことの魅力 ・へき地医療で働くことの魅力 ・三重県全体の特徴や魅力 ・三重県に移住した際の有益な情報	【納品物】 ・動画データ 6 本 ・レポート記事 6 本
④	上記動画作成に係る取材の実施	取材対象に適した医師・看護職員を県と協議のうえ選定し、下記の業務を行う。 記 ・取材及び撮影の実施 ・撮影に必要な備品の調達 ・取材対象者及び所属医療機関との調整 ・シナリオの作成 ・取材場所の選定	【取材対象】 6 名程度 (医師 3 名・看護職員 3 名) 【取材回数】 6 回程度 (対象者 1 名あたり 1 回) 【取材日数】 1 2 日間程度 (対象者 1 名あたり、予備日 含め 2 日間の想定)

(2) 県内医療機関の求人情報等が掲載されたWebサイトを活用した情報発信

①	当該サイトの情報発信に有効な媒体及び活用ニーズの調査	サイトの情報発信に係る下記の業務を行う。 記 ・サイトの周知に有効な媒体の調査 ・サイトの利用者及びアクセス数向上に向けた活用ニーズの調査 ・サイト内に掲載する(1)③の動画の有効活用方法の調査	・受託者は、調査先や調査項目を県に提案すること。 ・受託者が調査に必要な旅費は、受託者が負担すること。(県職員が要する旅費は県が負担する)
---	----------------------------	---	--

②	情報発信の実施	下記のとおり情報発信を行う。 記 ・全国の医師・看護職員に対して有効な媒体での情報発信 ・三重県の魅力発信に有効な媒体での情報発信 ・SNSを活用した情報発信 ・その他、①の調査から有効と考えられる媒体での情報発信	・当該サイトの情報発信に活用する有効な媒体については、県と協議のうえ決定すること。
---	---------	--	---

(3) 実績報告書の作成

①	報告書作成	下記の内容を含めた「事業実施報告書」を作成し、成果品として県に提出する。 記 ・事業実施の目的 ・実施内容（項目ごとに詳細まで掲載） ・実施結果及び効果 ・今後の課題と提案 ・事業実施に伴った参考資料の添付	【納品物】 報告書データ 1 式
---	-------	---	--------------------------------

2 参考スケジュール

令和 6 年	6 月	・事業者選定 ・契約書の締結
	7 月	・県外及び県内調査の開始 ・サイト掲載内容の確定 ・サイトの構築
	8 月	・取材実施
	9 月	・動画及びレポート記事の完成 ・サイトの公開 ・サイト及び動画の情報発信（以降、契約日末まで実施）
	令和 7 年 3 月	・報告書完成

3 委託業務の実施条件等

- (1) 業務の遂行に当たっては、県に定期的に進捗状況を報告するなどにより、十分な連絡を保ち、必要な調査・分析等を行うこと。
- (2) 受託者は、契約締結後速やかに、作業内容、作業工程をまとめた作業計画書を作成し、県の確認を受けること。
- (3) 県と受託者との打ち合わせの後、その議事録（概要）を提出すること。
- (4) 業務の遂行に関し、県外医師・看護職員確保に関する知識、技術、情報収集力、分析力を有するスタッフ及び情報発信ノウハウを有するスタッフを配置すること。

4 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

- (1) 受注者が契約の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団当排除措置要綱」に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
 - ① 断固として不当介入を拒否すること。
 - ② 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする。
 - ③ 発注所属に報告すること。
 - ④ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。
- (2) 契約締結権者は、受注者が（１）②又は③の義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱第 7 条の規定により三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じるものとする。

5 その他

- (1) 本業務について必要な資料は、別途調整のうえ決定する。
- (2) 本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合は、県と受託者が協議のうえ、業務の細目を決定するものとする。